

第3回 芦屋市障害者（児）福祉計画 障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成20年11月20日(木) 13:30~15:30
会 場	北館4階 教育委員会室
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 堺 執 委 員 久保崎 進 朝倉 己作 木村 嘉孝 齋藤 登 中野 久美子 山村 孝司 井上 邦子 永岡 英子 遠藤 哲也 姉川 昌雄 磯森 健二 欠席者 須山 徹 事務局 障害福祉課長 米田 ヒロ子 同 課長補佐 川原 智夏 同 主査 篠原 隆志 同 主事 平床 千鶴子
会議の公表	公 開           非公開           部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	1人

1 議題

- (1) 芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画（中間まとめ案）について
- (2) 芦屋市第2期障害福祉計画（中間まとめ案）について

2 審議内容

開 会

事 務 局：～ 開会・あいさつ ～

**事 務 局：～ 2 - (1) 芦屋市障害者（児）福祉計画 第5次中期計画（素案）  
- 中間まとめ（案） - について 1章 - 2章 ～**

委員長：大急ぎで説明していただきましたので、皆さんお解かりいただけたか少し心配ですが、1章と2章についてご質問やご意見などございますか。

木村委員：アンケートの結果を色々見ていたのですが、身体障がいの場合は60歳以上が67.3%の回答になっています。65歳以上になりますと介護保険の対象になって、介護保険が優先すると聞いております。サービス提供の場合、ここへ出てきている、こういうサービスが必要だということを見ますと、今の自立支援法でいける範囲が相当あるのではないかという感じがします。例えば、移動支援なんかはいけるのではないかと。介護保険の対象の65歳以上の方が、これで見たら、70歳以上は49.4%の方が回答している。障がいをお持ちの65歳以上の方は介護保険が優先されるけれども、自立支援法を利用しながらどういう介助がなされているかというようなことがわかってこない、ニーズを見たときに整合性がないのではないかと感じています。65歳以上の介護保険を先に適用するという方の中で、今、自立支援法を適用している例はありませんか。

事務局：65歳以上で介護保険の対象になられ、要介護認定をしていただきますが、この中で自立になる方があります。例えば、視力障がいの方や聴覚の方は自立になると思います。移動支援を必要とされる視力の方などは、自立支援法の中でサービスを受けることになります。聴覚の方はコミュニケーション支援などがあります。

木村委員：介護保険と自立支援法との繋がりがよく見えてこないのです。私自身、ニーズから見た時に、どういう支援が必要か、どういうサービスが必要かという時に、おやっと思うケースがあります。外出する場合とか、なぜ自立支援が使えないのだろうと、それでよく考えたら65歳以上は介護保険になるんだと。移動支援は、芦屋市では時間制限なしでやっていただいていますから、そういう部分を利用すれば外出が自由にできます。外出する時に介護者がいないから外出できないという結果がかなり出てきています。身体障害者手帳をお持ちの18歳未満は43人と非常に少ないです。整形外科の先生などのお話を聞いていても、「え！芦屋はそんなに少ないの？」ということなので、そういう部分を念頭に置きながら福祉計画を策定いただきたい。相当詳しく今度の計画の骨子の中に入っているのですが、そういう特殊な状況があるので、また計画のところで色々意見を述べさせていただきますけれど、数字の捉え方についてはそういうことがあるということで、念頭に置いていただけたらと思います。

委員長：今のご意見を2点まとめさせていただくと、1つは、介護保険と自立支援法との連携はどうなっているのか、そういうことをうまく繋げていくような計画策定をつくっていく必要があるというご意見と、それから、手帳をお持ちの方の実態をとらえておかないといけないということですが、それはどこに出ていますか。

木村委員：5ページです。念頭に置いてご検討いただけたらということです。

委員長：社会的な要因を含めた数字であるのではないかという意味ですね。社会サービスがな

いから支援には見えないだろうということも考えられるということですね。そういうことも念頭に置いた上で計画策定をして欲しいというご意見ですね。そういうご意見は大切にさせていただいて、策定に反映していただきたいということでもよろしいでしょうか。具体的にこういう計画が必要だというようなご意見はお持ちでしょうか。

木村委員：それはまた次のところで計画されていますので、そこでお話します。

委員長：その時にまたよろしくお願いします。他に、1章、2章のところでご意見等ありますか。

齋藤委員：20ページの「生活での不安や困りごと」と「相談先」のところでは左のほうの「生活での不安や困りごと」はコメントにありますように、身体・精神では自分の健康や体力に自信がない、これが1番多いです。もうひとつ注目しなければいけないのが、知的のところでは1番が、施設への期待が非常に多いということです。前にお話しましたが、40歳未満の方の回答で1番多かったのが知的でした。将来長く生きなければいけないということで、施設を充実させて欲しいということがひとつあるので、今、芦屋には6つか7つ主に知的の施設がありますが、やはりそこはしっかり充実させていかないと、この不安が高まっていくだろうと思います。それから、相談先がどこかということで、3障がいにもひとつ言えることは家族が1番です。身体・精神の2番はどこかということ、病院・診療所です。ここはやはり安心のよりどころです。それから、知的障がい者の2番は、施設・作業所です。先ほどの生活での困りごとでもそうですし、やはり相談先の2番は施設・作業所です。これは歴史的に非常に長いものがありまして、福祉施設が貢献しています。それから障がい者相談支援事業所、これもやはり知的が15.9%と一番高い。やはりこれも歴史があるということと、一番充実しているということですね。今から相談支援をやる場合に、知的のやり方をモデルにしていかなければいけないということが言えると思います。それから、ご承知の方はたくさんいらっしゃるでしょうけれども、知的・精神というのは市役所の職員の方の貢献が身体に比べて結構高いです。身体の方も歴史があってかなり制度的にも、まだ不十分だと言う方もいらっしゃるでしょうけど、だんだんノウハウがわかってきている。それから、保健所や保健センターの保健師について、精神のところは注意しているのですが、精神障がい保健所への期待が非常に高くなっている。保健所がこれまでやっていただいてカバーしていますので非常にありがたいと思っています。しかし、だんだん県もこの機能を弱くしています。発達障がいや精神など一括りにはできません、色々な多様性があります。そこをカバーする人間・体制をつくっておかないと、精神以外の人が増えていきますから、そこをしっかりとしてもらわないと、どうしようもなくなる。そこに相談支援事業も入ってくるでしょうし、そこを是非準備していただきたいのと、それから、高齢者の中で心を病んでいる方もどんどん今出てきているので、そういったことも含めてこのグラフは非常に大事で、示唆するポイントが多いのではないかと思います。ですから、医療の問題なのか福祉の問題なのか保険の問題なのか、あるいは仕事である労働の問題なのか、教育の問題なのか、その5つのポイントは外せない。5つの軸でしっかり見ていくということが大事ではないかと思います。

委員長：医療，福祉，就労，教育の問題，そして保険という全てが大事だということですね。友だちと知り合いのところもかなり高い率が増えていますけれども、今、齋藤委員からはここのご指摘がなかったのですが、それはどのようにお考えですか。

齋藤委員：これは後にも出てきて0人という人もいますけど、これは個人のキャラクターによってひとりでたくさん作る人もいれば、なかなか作れない人もいるので、ある程度大枠で見えています。皆が同じパターンで友だちがいけないといけないということでもないのかなと思います。難しいです。

委員長：精神の方たちは、家族、病院、友だち・知り合いが高いですからここは外せないでしょう。人との繋がりを持っていくシステムも考えていくことが大事ではないかと思いました。

齋藤委員：しかしそうはいつでも、地域の行事にはあまり参加しないということもあります。

委員長：1章と2章はよろしいでしょうか。また戻ってご質問いただいても結構ですので、続いて3章から5章までお願いします。

**事務局：～ 2 - (1) 芦屋市障害者(児)福祉計画 第5次中期計画(素案)  
- 中間まとめ(案) - について 3章-5章 ～**

委員長：3章から5章までご説明いただきました。ご意見やご質問をどうぞ。

姉川委員：単純に質問ですが、72ページの防災・防犯の項目ですが、自主防災会と自主防犯グループと2つ名前が出ておりますけれども、自主防犯グループは100%普及と文章にあります。自主防災会のほうは現在53の地域で組織されているという表現ですが、これは100%ではないわけですか。

事務局：自主防災組織と防犯組織は違ったもので、防犯のほうは各町全部にできているけれども、自主防災組織についてはまだ全町には行き渡っていません。その辺りの進捗が、数字として私どものほうで把握できておりませんので、また確認させていただいてご報告ということをお願いしたいと思います。

姉川委員：もちろん結構です。現在53というのは、最大が100になるのか150になるのかわかりませんので、そういう意味です。防災会というのと防犯グループというのは組織体として重なっているのですか。エリアとしては同じものですか。違う形なのでしょうか。

事務局：重なっているところもあるかと思います。

姉川委員：違う形もあるのですね。

事務局：そうかもしれませんが、詳細がわかりませんので確認して次回報告いたします。

副委員長：2 時半過ぎに出かけますので、先に失礼します。今、事務局からご説明いただいたことはこれでいいと思いますが、この福祉計画の見直しというのは 6 年間の見直しで、前半の 3 年の時点において 23 年に見直すという動きからすると、福祉環境を取り巻く変化というのはどのようなものが想定されるかということを入れておかないといけないと思います。それをもう少し詳しく言うと、自立支援法が今、国のほうでは審議会をはじめ抜本的に見直すということの中で議論が深まってきて、あとは優先順位をどこからつけるかという辺りに迫ってきておりますから、それは頭のどこかに置いておく必要があるだろうと思います。それから、特にその中で、施設側としては新しい体系に移行するという問題が前半に出てきます。体系に移行するのと、この福祉計画がどういう具合にリンクするかということは、大体ここで押さえてありますけど、もう少し委員の皆さんも押さえる必要があるだろうと思います。もうひとつは、障害程度区分の問題が、やっと国でも最後のほうで議論されて、テーブルに乗ったところです。現在は 106 項目で、介護保険制度のものを障がいのほうへ持ってきた感じがしないでもない。あれを抜本的に見直すということで、先週課長が表現しました。見直しというのは SIS に戻ってやろうということで、この本は回していただいてもいいのですが、今、市でおやりになっている支給量を決めるという辺りに響いてきたり、あるいは審査会のほうへも影響が及ぼされるのではないかと思います。ベースのところは自己選択・自己決定なのです。その部分をこの計画が風化しないように抑えておかないといけない。第 3 章の計画の基本方向、基本理念と基本目標の中に、国連の障害者権利条約が批准するだろうというのは皆さんご承知の通りです。障害者権利条約ができたなら、今の自己決定・自己選択をもっとしかりやらなければならない。従って、今、想定するのが難しいということであれば、調査・研究をするという文言を入れておかないと、23 年あるいは 26 年までの計画ですから。これは必ず批准してもらいたい、ですので、これをどこかの文言で入れておかないと、ここは国際文化住宅都市なので恥をかかないように、文言だけでも是非入れといてもらいたい。それはどういうことかということ、権利条約の主なところは、もし自己決定・自己選択がなされないということになれば、国や地方自治体は責任を問われるということになります。それから、合理的配慮の不提供というのをいわれると違法評価を受けます。合理的な配慮を障がい者に提供しなかったら、それは違法だということになる可能性があるわけです。ですので、ここの部分はどこかに入れといてもらいたい。23 年の中間見直しのあとの 26 年までこれが生きますから、その時に権利条約という文字が何も入っていないと少し淋しいだろうと思います。大きなことをまず申し上げておきます。以上です。

委員長：国連の障害者権利条約に基づいて、色々な施策がなされる予定になるだろう。それにも関わらず芦屋市の策定計画の中にそのような文言が入っていなければ、時代に乗り遅れることになる。ですから、そういう文言をどこかに入れるようにということですね。

副委員長：具体的にやりすぎると、根本的にひっくり返ることも当然あると思うのですが、視野に入れておく必要はある。今やっていることが、ほとんど自己選択・自己決定になると自立支

援ではいいながら、全然逆転していて何もやっていない。障害者権利条約を批准したらもっと酷いことになってしまう。ですので、調査するとか研究するとか、そういう時代がくるだろということを入れといたらどうかと思います。

委員長：権利条約に基づいて施策がなされているかどうかについての調査・研究ということですか。

副委員長：それを視野に入れた研究も進めなければならない、くらいにしといたほうがいいんじゃないでしょうか。

委員長：細かい文言は？例えば、合理的配慮の不提供の責任の主体は地方自治体にあるといったことでしょうか。

副委員長：それが恐らく、外務省の翻訳、英文を日本語に翻訳した時の差が出てくると思います。そういう文言はあまり入れないほうがいいでしょう。入れると自ら縛ってしまうようになると思いますが、どうでしょうか。

委員長：大きなところで括って入れるといいですね。貴重なご指摘をいただきました。他にございますか。

木村委員：そのような大きな話ではなく細かい話で恐縮ですが、まず 38 ページの「地域生活を可能とするケア体制づくり」というところに、「障がいのある人の多様なニーズに対応するため」となっていますが、このあとの 42 ページに「ライフステージ別施策の体系」という風にライフステージという言葉を使っています。ですのでここを、「ライフステージ別の多様なニーズに」というようにしていただけたらということと、それから 42 ページのライフステージのところの「学校教育」と「社会教育」が切れてしまっています。私は学校教育から社会教育のほうへ継承するような学校教育がなされるべきではないかと思っております。それから 44 ページの「福祉教育の推進」のところ、学校教育のところから昨年開始された特別支援教育というのがここには抜けているのですが、46 ページや 65 ページには相当詳しく書いてあるので、ここに 1 項目あったほうがいいのではないかという気がいたします。あと 52 ページ、「多様な機関・団体等への情報提供の充実」とありますが、前回の調査資料でも福祉団体の加入が非常に低いです。加入していない人がほとんどで、広報以外にどういうものが適切であるかわからないのですが、これを進めていく時にはよく考えないと、告知だけで終わってしまうような気がします。それから 56 ページ、「心身障害者扶養共済制度への加入促進」とありますが、これは私も不勉強でまだ確かなことではないのですが、心身障害者扶養共済制度というのは抜けていく方が多いという情報を聞いています。加入促進しても共済制度がなくなっていくということにならないか心配があります。その制度がずっと継続していけばいいのですが、そんな話をちらっと聞いたことがありますので、どういう表現にしたらいいのかなど。あと、「第 3 節 自立と社会参加を促進する支援体制づくり」のところ、発達障がい支援センターというものは芦屋ではあ

るのですか。どのようなものですか。

事務局：発達障害者支援センターは県の事業として行われているもので、三田谷さんがひょうご発達障害者支援センタークローバーのランチをやっておられます。本人や家族からの相談に対する支援や学校へ出向いて研修等されています。

委員長：今、4点ご指摘いただきました。まず42ページの学校教育と社会教育が区切れているところは、繋がっているべきではないかというお話でした。この線を切らないでということでしょうか。

木村委員：切らないでというよりも、つなげてという意味で申し上げました。

委員長：わかりました。学校教育の中に社会教育も含まれているのが現況ですね。ここは繋げて並べて書いたらどうでしょうか。学校教育が終わった段階で、例えば、社会へ出た時に就労支援というと、教育の人たちは自分たちの役割ではないとお考えのようで、現実を表しているのだとは思いますが、それではよくないので木村委員のご意見のようにここは繋ぐようにするのはどうでしょうか。

事務局：福祉教育の中で学校教育と社会教育があるというようにすればよろしいですか。

委員長：はい。では、これは解決いたしました。3点目は、地域交流の促進の46ページですが。

木村委員：その前に、福祉教育の推進のところでは特別支援教育が抜けているので、ここへ1項目追加したらどうでしょうか。

委員長：46ページには特別支援教育という項目が挙がっていますから、44ページの学校教育のところにもということですね。事務局はどうですか。

事務局：教育委員会と調整を図ります。柱のようなものが学校にはありまして、道徳教育・特別活動・総合的な学習の時間の3本が福祉教育にかかってくるものとのことですので、そこへ委員がおっしゃった部分を入れるとしたら、どのように表現したらいいのか。教育委員会の考え方と合うような形で入れさせていただけたらと思います。

山村委員：多分、福祉教育のほうに掲げてあるのは、学校教育の中で子どもさんに受けていただく福祉教育のことが書かれていると思います。特別支援教育のほうは、いわゆる対象の方を中心にしたということで分けた書き方になっている。

委員長：今、山村委員が言われたように、教育の対象が違うのですね。よろしいでしょうか。では、ここはこのままにさせていただきます。次は52ページの「多様な機関・団体等への情報

提供の充実」とありますが、福祉団体に加入してない人に、これをどのように推進して加入してもらおうようにするかということですね。

木村委員：文章化するとこれでいいと思いますが、現に我々団体のほうも、いかに会員になっていただくかということをやっていたのですが、これを進めるにあたっては我々福祉団体と市の広報。うちはもう数%しか加入してないので、その方々には結構言えるのですが、他の方は広報以外となると難しい。福祉センターができればそこへ掲示板なり何なりということも出来るので、そういうことを具体的にはじめから考えないといけないと思います。文章的にはこれでいいです。

委員長：では、具体的に広めていくのはしんどいけれども、文章としてはこれでいいですね。遠藤さんのところは人数増えていますよね。

遠藤委員：そんなには増えてないです。お問合せいただいて、1~2回見ていただいて、それで恒常的に入っていただけるとするのは少ないです。

委員長：木村委員のような大きい団体でなくてもですか。

木村委員：うちも小さい団体です。

委員長：規模は小さいかもしれませんが、組織としてはきちり成り立っていますよね。遠藤委員のような小さいグループが、もっとたくさんあちこちにできて、その連合体の機関のような形で木村委員の組織があるというのはどうなのでしょう。今も遠藤委員のところに入っている方が木村委員のところに入っている方もいますよね。1箇所が大きくなるというよりも、それぞれ当事者のニーズが違うので、それぞれに合った小さいグループがいっぱいできて、その総まとめのような立場をお取りになるということも今後考えられないでしょうか。難しいですか。

朝倉委員：知的のほうで言いますと、今は340名くらいで、育成会が60名くらいです。育成会では定例会を毎月1回やっていますが、定例会の出席人数はよくて20名です。そういう点で、340名のうち20名にしか情報が届かないということがありました。これではいけないので、最近から定例会の議事録を作り、メンバー全員60人に渡すようにしました。尚且つ、知り合いの方に情報を流していただきたいということで、先ほどの堺副委員長のお話のように、自立支援法、法律関係は相当変わろうとしていますので、知らないでダメになるケースがたくさんあります。育成会でも60名のうち20人くらいがある程度知っていて40人は知らない。永岡さんのところもあまり情報が入ってこないということがありますよね。

永岡委員：組織体というのは多様化してしまっていて、例えば、障がい者問題を取り扱っている団体と、当事者団体。ここにいらっしゃるのは当事者団体です。私たちのようなところは、障がい

者の当事者だけでなく、それを支援する団体であるということもあります。私に関わらせていただいているのは施設連絡会です。事業所や作業所など全てのものに関わっている現場の者が集まっているところで、障がい当事者に連絡しています。自立支援法が始まって一番良いところだけ言うと、様々な人たちと戯れながらいいものをつくってあげたいと思うことです。今までは障がい別であったし、支援団体と障がい者当事者団体が一緒にやることはありません。形態的にそうなのかもしれないし、市民運動的につくり上げられたものもあるし、障がい者当事者がつくったものもあるし、それが統合されていません。それらを統合していく、お互い連絡を取り合っていくという連帯意識はいいかもしれません。アンケートを取った時に既に私はそう感じていました。常にこういうものをどうやって知らせたらいいのかなと考えるのですが、障がい当事者だけに連絡を取るという考え方は、これからは変わっていったほうがいいと思います。支援団体など色々なところと連動していくのが大事ではないかと思います。

委員長：広報の仕方ですね。単にそういうところに流すのではなくて、色々なところへ流す。一般市民にも。自立支援協議会で、ひとつ役割を果せないでしょうか。

永岡委員：これからの課題ですよ。まだ1回しか開催されてないし、それも同じ顔ぶれです。小さい町だから可能だと思います。障がい別単位で連動して組織を持っている人もいますし、今までのように別々ではなく、私たちは障がい別関係なく一緒にやっていますし。そういうのも活用できたらいいと思いますが、今までの成り立ちがあまりにも障がい別というのが強すぎたかなという感じがします。それがこれからは一気に変わりますから。

委員長：変わらねばいけないですね。

久保崎委員：私は身体障がい者の団体ですけれども、身体障がい者といっても視力、難聴、聾啞、肢体と色々ありまして、色々な情報を流すにしてもなかなかできません。現在、障害者手帳を持っている人の中で会員になっている方というのは現在200名そこそこです。そのうちの60%~70%くらいが65歳以上の高齢者で、よく集まりをしているのですがなかなか集まりません。情報を伝えるにしても視力、難聴、聾啞と色々な人がいるので、いかにして伝えるかということで苦労しています。ぼちぼちやっているのは、視力の方にはテープを配ろうということで今やっているところです。役員会を開いてもせいぜい15~16人しか集まって来ません。どういう風にしたらいいか、色々迷っているところです。

委員長：手をつなぐ育成会さんでは、議事録を全員に配布するような工夫をされているようですが、それで人数が増えましたか。

朝倉委員：まだ今のところ増えていません。議事録に次回の議題を載せまして、そうすればご興味のある方に来ていただけるだろうということで。まず話をするというコミュニケーションをしなければ進みませんので、幅広い方に情報を知っていただくということでやっています。

永岡委員：木村委員は、今回のこの策定したものを様々な方々に届けたいという話をしていると思いますが、それを一団体に役割とするのは大変難しいと思います。共通で出す資料などは事務局などに作っていただけるようなことはできないのでしょうか。役員さんも高齢化しているので大変なのです。

事務局：策定されたものは、ホームページに掲載するようになっています。近いところでは、パブリックコメントの中でもこの中間まとめを出すようになっていますので、誰でも見られます。もちろんパソコンがないとダメですけど。それと、遠藤委員さんのほうから前々回の中で、アンケートの結果について記者発表してはどうかというようなことをおっしゃっていただきましたけれども、それもパブリックコメントを出すときに合わせて検討しております。あまり詳しいことまではお知らせできないかもしれませんが、できるだけ市民の皆さんに知っていただく機会を設けたいと思っています。

委員長：どういう機会を通して広報したらよいか。ケーブルテレビはどうですか。

事務局：ケーブルテレビは難しいかもしれませんが。計画自体を出すのは難しいかもしれないのですが、ただ、昨年メンタルサポートセンターを取り上げて、かなり反響があったと聞いているので、例えば、団体の活動などについて取り上げたり、事業所さんの活動などについて広報活動ができればいいのではと思っています。是非活用したいと思います。

身体障害者福祉協会さんが最近会報誌を作られて、見やすく工夫をされています。団体さんは少しずつ会員さんを広めるためのご努力をされていて、随分変わってきたと思っています。

委員長：会報は大きいですね。議事録や会報というのは、市役所に置いてあるのですか。

事務局：お預かりして窓口を設置させていただいています。今度の行事なども、できるだけ窓口にお越しになられた方が目に付くようにこちらも工夫しています。

朝倉委員：議事録は送っていません。

委員長：そうですか。議事録も役所だけではなく、例えば、保健センターとか社会福祉協議会とか置けませんか。少なくとも会報はいいと思いますが。

事務局：議事録はどうかと思いますが、会報などは多分置いていただいているのではないかと思います。

委員長：相談窓口があるところに送っていただいたら、少しは効果があるのではないのでしょうか。少しづつの努力を皆でやっていくことしかないのではないかと思います。関心を持っていないと届きません。目の前にあっても見ようとされませんし。関心があれば3行ほどの文字でも把握していけますから、そういうことだと思うのですよね。

事務局：団体さんがどんな活動をされているかというのが、当事者の方にわからないというのがあります。わかれば興味も持たれるし、委員長のおっしゃった3行の記事に至ると思います。

委員長：あるいは、障がい重要視してない方がたは関係ないと思う方もいるでしょう。相談窓口は大きいと思います。是非そういうところにも会報を送っていただきたいと思います。

木村委員：もうすぐ3年目の見直しの情報が色々入ってきます。それをどう伝えるかということ、今ここで検討しても時間がかかってしまいますので、別の機会として。ただ、すぐにその問題があるので、話題にさせていただきました。

委員長：ありがとうございます。当事者の方たちに知らせたいということがあれば、役所ももちろん知らせるけれども、それぞれの団体の方たちにも知らせ、こういう風が変わっていますということを明らかにするような仕組みができればいいですね。もう1点、56ページ。

事務局：資料がない中で申し上げますが、扶養共済制度は非常に古い共済制度で、障がいのある方の保護者の方に万が一のことがあった時のために、それぞれが掛け金をして、死亡の場合は月2万円出るという制度です。加入される方の年齢によって保険料が違います。先行きが危ないという話ですが、昭和30年代にできた制度ですが、その時の約束として保険料は上がらないということでスタートしました。でも現実には年金の受給者が増えてきたために、これは相互扶助制度ですのでだんだんと成り立たなくなって行って、昭和61年だったと思いますが一度保険料の改定がありました。その時に約束が違うということで、やめられた方もいました。その後ずっときていたのですが、また最近保険料が上がる話がありました。どこまで上がるのかという話にもなるのですが、ただやはりこれは掛け金だけで相互扶助でやっているわけではなく国がお金を出しています。保護者の方が亡くなられて障がいのある方が受給者となりますが、その方の一生涯2万円なら2万円をずっと受けられる制度です。1つ問題になったのが、自立支援法ができた時に、施設に入所している方の自己負担金を決める際に収入としてこれが含まれて計算することになったため、自己負担金が増えるということになり、これが最近国へ要望としてあがっています。その辺りが、加入されている皆さんの中から、時代とともに変化してきていることについて苦情としてあがっているのは事実です。ただ、この制度そのものが潰れてしまうという心配はないのではないかと私は思っています。

遠藤委員：今、手元に資料がないので不確かですが取材したことがあって、課長がおっしゃったように掛け金が増えすぎて、制度自体も継続できるかどうか分からない。さらに今回の改訂で上がった分がまた上がる可能性は否定できないと国が言っていました。色々な方にお聞きしたら、自治体のほうで勧められて入ったのに、こんなのはおかしいという声は利用者の方から聞きました。個人的にはそのようなことも含めて、私も入っていたのですがやめました。ですので、加入促進を図りますという文言はどうなのかなというのは正直あります。

事務局：かつては、親が亡き後はご兄弟などに障がいのある方をみてもらいたいという気持ちがありましたので、親御さんはやはり無理して加入されていまして。ところが、色々変わってきています。そんな中で先ほど申し上げたように施設へ入所する時の利用者負担に、収入認定として含まれるようになったことが非常に大きく変わってきたところかと思います。それでは、ここら辺の表現は少し抑え目にしましょうか。

委員長：文言を変えるというより、削除してしまうのはどうですか。

事務局：削除ですか。でも、2万円というのは大きなお金ですから。年金プラス2万円となりますので、在宅の方にとっては、わりといい給付金だと思うのですが。

姉川委員：現行制度である以上削除はできませんので、文章を考えるということになります。

委員長：文言については事務局に考えていただくということにしたいと思います。

事務局：少し変えさせていただきます。

委員長：概ね、木村委員のご質問やご指摘は終わったと思うのですが。他の皆さんからのご意見はございませんか。

朝倉委員：お願いなのですが、最後の75ページ、計画の進行管理というところですが、先ほど先生から広報の回数のお話もありました。その時に、協議会のほうで評価をかけてということになります。メンバーはだいたい同じだと思いますが、我々のほうでも評価を負います。回数は回数でのせていただいて、やはり回数も大事だと思います。例えば、育成会のメンバーにちゃんとチェックするよということに評価を負わせます。それで、このような会議の時に答えさせていただく。このようなことは、ちゃんとやっていきたいと思います。

委員長：ご協力よろしくお願ひします。

朝倉委員：ただ、評価していくことにおいては、今決めたことで評価して、よくなかったら変えていただけるというのが前提です。今、一番いい形でこの計画をつくっているでしょうけれども、検証するという意味は、それですといくのではなく検証した時点で方向性についても変えることができる。それでなければ評価の意味がないと思います。その辺は、また考え方が違いますので。

事務局：根幹の部分までを変えるということは出来ないと考えますが。

朝倉委員：もちろん、根幹の部分はある程度わかりますけど、全面的に何も変えない、でも評価は評価で別個でやってと線を引かれるのであれば、評価の意味がありませんので。

事務局：良くしたいという目的があるので、うまくいかないところでは、なぜそれがうまくいかないのかというところで工夫をしていこうということです。

朝倉委員：例えば、我々のやることを評価する、役所のほうももう少しこうするということですね。

事務局：そうです。そうやって最終的に基本理念に近づくような形にもっていきたいです。そのためには評価もいります。

朝倉委員：根幹ではなく施策の部分くらいは変わってもという風な、柔軟性を持っていただきたい。

事務局：施策というか手法といいますか、例えば、啓発をこういう風にやっていただけ、もう少しやり方を変えてやっていきたいと思いますとか、そういうことで最終目的のゴールはこの計画の中にもってくる。次の計画の時に、やはり無理があったということになってくると、そこで評価がきちんとできているということですから、見直しをして新しい計画をつくる。根幹の部分については、そのときに見直しをするという風にしていきたいと思います。

姉川委員：地域環境づくりというお話になるかと思いますが、先日、事務局へお頼みしまして、芦屋市外の入所施設に入所している方がどの程度おられるか調べていただきました。障がい者については出していただき、障がい児についてはまだ出ていないのですが、半分以上の方が市外で生活されています。芦屋市内の入所よりも市外に入所されている方が多い。それも兵庫県内だけでなく、兵庫県以外にも出ている方がたがおられます。その方がたは一生そこで終えるかもしれない、そういう方がかなりおられます。私がお話したいのは、芦屋市内でそういう方と接する機会がない。施設がないということが結果的にそういうことにもなるのですが、接する機会がなくなっています。三田谷さんがありますけれども、知的障がい施設だけで身体障がい者・児の施設がない。そういう状況ですから、市民の方は芦屋市にはそのような人がおられないのかなという風に思っている方がかなりおられると思います。日常的に接することがないわけです。それが良い・悪いというのではなく、芦屋市はそういう状況であると。今から施設をつくるという意味ではなくて、そういう状況を認識して、逆を言えばかなり他府県・他市に依存しているという状況をきちんと把握して、市民ももっと知るということ。私もそこまで広がっているとは知らなかったのですが、半分以上の方が市外で生活されています。もうひとつは、芦屋市の街の構造というのが、神戸も西宮も同じですが、山があって、外へ出てもバリアフリーといいながらも山なのでなかなか車椅子で行けない。芦屋川が1本あるだけで、東西方向でも車椅子で動くのはかなり大変です。芦屋川に架かっているところはかなり勾配が上がっていますから、自分で車椅子を動かすのはかなり大変です。これは阪神間の宿命の都市構造ですけれども、そういうものが相まって非常に街の中の動きが鈍くなっている。我々が日常的に生活していて出会う場が少ない。そのような状況にあるということ、どういう形でそれ

を知らしめるかということもあるかもしれませんが、我々市民がもっと知る必要がある。身体障がい者の入所施設がないという状況をまず市民が知る、ほとんどおられないと思っているが、現実はそのようではない。今度、福祉センターができますけれども、それに全てを期待できるわけではありませんが、現実の状況を市民にどのように知らせるかということが大切だと思います。本当は具体的に街の中でぶつかり合ってトラブルがあって初めて我々は現実を認識します。ほとんど現実を知らないで生活されている市民が多いということもわかった上で、つくっていかねばならないと思います。

委員長：ありがとうございました。大事な指摘をいただきました。施設がないから障がいのある人はいないと一般市民の人たちは思っておられるけど、そうではないと。そういう現実をみて一般市民にも知ってもらおうということが大事だと思います。

永岡委員：施設がないからということではなくて、極めて芦屋は自立障がい者が少ないです。西宮や阪神間とはまちの大きさが違います。障がい者の比率も違います。ですから同じようには言えないのですが、どう考えても自立障がい者の人が少なすぎる。というか、あまりいらっしやらないし、特に身体障がい者の方とは出会わない。知的障がい者が自立する状況は、自立支援法のもとで今後私も意見を言わせていただきますけれども、ひとりでもグループでも仲間でもいいんですが、選択肢がない、住む場所がない、土地が高くて施設をつくれな。私たちがグループホームをつくらうとしても失敗しました。施設じゃなく住宅を買いたいと思っても。今、地域移行の話がどんどんきているのですが、移行できる場所がない。自分の家をつくるのにも何年かかったか、震災で潰れて次の場所を借りるのにどんな思いをしたか。大きな施設は芦屋にはそんなに要らないと思いますけど、小さな施設もつけれない。極端な話をここでしてもしょうがないのですが、東京のほうでは自立支援法に基づいて施設をつくりたかったら、不動産の状況を行政が全部把握していて、協力するように促す。こういうグループが移行したいとか、新たにつくりたいといったら、不動産を紹介するとか補助金を出すとか、そういうことが既に始まっています。芦屋もそういう意味では進んだ都市計画をもっているわけだし、福祉の中での考え方と地域との格差があまりにもひどいと生活権が全くそこでは芽生えないというか、計画を立てにくいということがある。今おっしゃったような話を聞くと、私は胸が痛くなります。やってもやっても手が届かないという状況があります。皆さん十分ご存知だと思いますけれど、特に私たちは小さいグループですので、バックにちゃんとしたスポンサーでもない限りつけれないです。スポンサーもできないですが。そういった悩みが反映できるような計画だったら。読んでるとすごく胸がワクワクするようないい言葉がいっぱいあるんですけど、私には関係なさそうだとということも感じるのです。

委員長：でもそれは永岡委員にも関係するような問題の範囲ですから、積極的にいかないと。

永岡委員：そうですね、そうします。口でばかり言っても仕方がない。でも現状を先に言うておかないと、言っても言っても追いつかないところがあるので。

委員長：それでは、37 ページの基本理念から 40 ページの重点プロジェクト。基本理念は 3 つ例が挙がっています。

事務局：これはまったくの例示で、この中のものが選ばれるということは想定しておりません。もっといいものを委員の皆さんでつくっていただけたらと思います。

遠藤委員：基本理念ですが、はじめに堺副委員長がおっしゃったことに同感なのですが、国連の権利条約の部分を入れておいたほうがいいと思いますので、入れていただきたいと思っています。あと、福祉の世界で言葉の定義が、それをを用いている人によってバラバラだというのがかなり問題になっていまして、そのひとつはこの自立というのがよく取り出されています。障害者自立支援法ができたわけですが、当事者運動などをやっている人にとっては、障がい者の自立というのは色々な人に支えられながら生きていくことを自立生活運動、アメリカから入ってきたものですが、そういったものを自立生活運動だと、支えられるということがあっていいんだということで運動を展開したわけです。それが、障害者自立支援法の自立というのは、そういった意味合いよりも経済的な自立、人に頼らない自立のように言葉の解釈が変わってきていると指摘される方が多いです。この例示の 2 番目の自立もどう捉えていいのか、その人その人によってかなり変わってくるのではないかと思うので、私個人としては使いにくい言葉だと感じています。この例の中では一番下の「住み慣れた地域で安心」というようなキーワードはとても大切だし、いいことかなと私個人は考えています。あと、基本理念の全体的なところの文言ですが、日本全体の状況として高齢化社会になっていき、障がい者だけでなく皆がハンディをもって生きていく時代になります。そうある中で障害者計画が大切なんだと思います。特に芦屋の場合は高齢化率も全国の中で高いわけですし、芦屋の中の障がい者・児のためだけの計画という位置付けではないのだということがあったら、一般の市民の方が読んだ時に私には関係ない計画だというのではなく、高齢者の人が読んでも私にも関係してくる計画だと感じてもらえたらいいなと思っています。

委員長：誤解を受けやすい用語「自立」の解釈の違いについてご指摘いただきました。多くの人からいろんな支援を得ながらの自立と、自立支援法でのメインとする就労による経済的自立の 2 点です。

永岡委員：もうひとつ親側から見た解釈の違いですよ。ひとりひとりというのは酷すぎますけれど、障がい当事者の自立というのは聞きますが、親だと若干違うところがあります。親は安心してこの子が生きていけるよということ、施設なんか一所懸命してくれるような時代があったのですが、本人は施設を望んでない。施設を充実すればいいのかもしれないけど、やはり隔離されているという意識が。高齢者もそうみたいです。1 番の例、「共に生き、共に生活」というのは 20 年も使って使い古されてもうかすれてあまり意味がない。共に生きではなく、私がいつも気をつけているのは、芦屋の中で障がいがある人もない人も共に、と気をつけて使っています。だから、芦屋市民としてお互い様という気持ちを言葉で表すにはどうしたらいいのかなと、あまり言葉を知らなくて申し訳ありませんが。共に生きるというのは誰と共に生きるかということで、家族でも友だちでも仲間でも他人でもいいし、ご近所でもいいわけで、そう

いうことを深く読み取れるような文言にして欲しいです。共にというのは、ややもすると施設で友だちの共とは違います。私も納得した言葉を見つけないと思うのですが、お願いします。

委員長：貴重なご意見が出ましたけれども、例えば、「自立」ではなく「自分らしく生きる」とかそういうような用語を使ってみてはどうでしょうか。

ここで議論していると時間が過ぎてしまいますので、皆さん名案があれば走り書きでも構いませんのでFAXを事務局にさせていただいて、委員長と事務局に一任していただくということによろしいでしょうか。

木村委員：先ほど出た「共に生き」は誰かという話ですが、「誰でもが安心して」とすれば、誰でもがというのは、その障がい者の近所も皆含まれます、大人も子どもも老人も。なので「誰でもが」というようなことを入れていただきたい。

委員長：「誰でもが」ですね。誰でもが安心して地域で暮らせる。その時に、障がい者(児)ですか、障がい児(者)ですか、それともそういう文言は入れないですか。多分、地域福祉計画の中の委員会でもそういう策定をしていますから、そこでそういう文言が出ていると思います。そうするとここでは、障がい者(児)がどこかに入らないと。障がい(児)者にするか、障がい者(児)にするか。

永岡委員：私は中黒点を使います。

姉川委員：最近は括弧がなくなる傾向が多いです。

委員長：では、障がい児・者ですね。それから「誰でもが」をどこかで入れて。「自分らしく」と「障がい児・者」がキーですね。「誰でもが」を入れると、障がい児・者というのがどこに入ったらいいのかややこしいですね。

朝倉委員：我が家の問題ですが、「自分らしく」というと、うちの子どもに「自分らしく」と言ってもよくわからないのです。

永岡委員：行ってる先の人に聞いてみたら。作業所とか通っているでしょ。

朝倉委員：作業所ではなく一般就労に出しています。わからないままずっときています。

委員長：これからは自己決定・自己選択の時代ですから、「らしく」というのもそれに基づいていますから。

朝倉委員：私にとっては非常に難しい問題です。彼にそれをどういう順番でやっていったらでき

るようになるのか。自信がないです。

委員長：そういうのは、ピアサポートで気づいていくということが効果的だと思います。3つの相談窓口がありますから、最後の資料のところ。ピアサポートのことを大事にさせていただいてどこかに入れていただくということも必要だと思います。

永岡委員：それも芦屋では少なく、考えにくいですね。

委員長：そうですね。それでは、次へっていいでしょうか。

事務局：基本理念についてももう一度確認ですが、皆さんが持ち帰ってお考えになられたものを事務局にFAXで送っていただき、それで委員長と事務局で選ばせていただくということによるしいですか。

委員長：選ばせていただいたり、ちょっと改善したり、皆さんのご意見が基になりますので、いただければありがたいと思います。

では次へっていいでしょうか。芦屋市障害福祉計画第2期について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局：～ 2 - (2) 芦屋市障害福祉計画(第2期・素案)について ～

委員長：18、19、20を元にして、21、22、23の計画を今後つくるとのことですね。よく見て次の策定委員会でご意見をいただきたいという説明でした。何かご質問ありますでしょうか。

朝倉委員：教えて欲しいのですが、福祉施設から一般就労への移行ということですが、うちのほうで話題に出ているのは木口さんの件です。木口さんの件でということで、施設連絡会にお願いして皆さんにもお話をさせていただいて、こういういい話が出ているからということで、契約が欲しいということでやったのですが、現在は非常に少ないです。考えてみれば、施設の方にとりましては、その人を就職させて外に出すということは収入が減ってしまうのですか。

事務局：就職できる方や、作業能力のある方が一般就労に結びついている傾向がありますので、施設としては作業のできる方が就労に行ってしまうので、重たい方が残ってしまうという傾向はあります。

朝倉委員：そういうことで、例えば、Aさんが木口さんに移ったら、Aさんに対してのお金というのはその施設には何も入らないのでしょ。極論を言えば、報奨金みたいなのが、今までありがとうございましたとかたちで移行させた事業所に入ればよいのですが。

じゃあ、そういう人たちは、今までずっと施設にお世話になっていたということで、生活の面でもその施設に相談などをしているわけです。そうしたら、就労の部分はおいといたとして

も、具体例で言うと、就労は木口さんに面倒を見てもらうけれども、生活のよりどころの一部ということで、例えば永岡さんのところに出していただいたといたならば、そこで生活支援をしていただいて、永岡さんのところへAさんのお金がいくらか出るという形はないのですか。

事務局：グループホームなどが、今おっしゃっているような形になると思いますけれども。

朝倉委員：グループホームではなくて。経営ですから、永岡さんのところだって。

永岡委員：話が一致するかわかりませんが、作業所でも能力の違う子はいっぱいいます。例えば、この子を木口さんのところへ行かそうかなと思って行かすと、今うちは8人いるけど1人消えてしまうから、100万くらい減ります、作業賃金補助金が。それはそれでいいとしても、その子がずっと続けばいいけど続かなくて帰ってくることは保証されるのか。

事務局：通所施設にもよりますが、一旦出て戻られてくるのはOKです。

永岡委員：木口財団さんが言っている募集の要項がわかりません。

朝倉委員：木口さんは例としているだけです。ここの数字が少ないというのは、計画の時にそういう経営的な問題がちゃんとなってなければ、永岡さんのようなグループホームではできませんよ。そういうところが安定的じゃないと困ります。まずは経営が安定してなければ。

永岡委員：昼は昼だけ、夜は夜だけという極端なシステムが今出来かかっている。今まで施設は一体だった。うちは施設じゃないけれども、施設の中で昼も夜もあったが、今は、作業所は分かれています、帰るところはグループホームがひとつできるということは可能になっているけれど、現在はなかなかそういうのは少ないですよ。

事務局：新体系はそういうことです。

永岡委員：新体系はそうだけど、回しにくい、仲間意識でやっているから。今日からあなたはこっちに来なさいとか、あなたは無理だからここに残りなさいとか、そういうことはひとりではしにくいし。

委員長：たとえそれをしたとしても、抜けられた人の分を保証してもらえるのかということですよ。

永岡委員：それもあるけど、新体系は10人以上なんです。うちのような7人とか8人とかをうろうろしているところは出せないです、出したくても。経営が成り立たないということもあるし、10人には絶対にならない。じゃあ10人にならなかつたら養護学校とか地域の学校からどんどん来ると、それも関係としてどうなのかというのがあります。そういうのは今後新体系

の中で話していきますけど。木口財団の話は、魅力はあるんですが、どう線引きしていいのか。きついです。

朝倉委員：絶対にきついと思うので、今回の計画の中で、生活の指導料という項目みたいなことで、支援はできないのか。

事務局：一般就労というのは、施設を利用されている方が事業所に雇用されて出て行かれるわけです。残った方は重度な方で作業が落ちていくと、そのあたりを補てんするものがないかということが朝倉さんのご意見ですか。

朝倉委員：違います。それもあけれど、まず1人出したら、絶対に10人という頭数の問題でその次の人が入ってこないということになったら収入が減になる。

委員長：就労の場として例えば木口だったとしても、その人の生活を支える面で元の施設が何かサポートをするということで、費用保証をしてもらえないかということですね。

朝倉委員：そうすると経営が少し安定する。

事務局：施設には定数があって、出られれば次に入ってきます。待たれている方もいますので。

朝倉委員：そうすると、何か別の策を考えないと、出してくれというのが非常にしんどいと思う。施設のほうで人を抱えるということが。

委員長：施設の人数が減っていくわけですよね、退所しますから。そうすると、そこには補助金はその人の分は入らないわけでしょ。例えば先ほどいった100万円。

事務局：そうですね。出て行かれた方に対して、今年だったら阪神特別支援学校の卒業生が3人、来年は8人、再来年は7人いらっしゃいますが、そういう方々が出ていかれた作業所に入られれば上手く回ります。ただ、どこの作業所を希望するかは本人のご希望なので、減るところもあれば増えるところもあります。

朝倉委員：そうすると、弱肉強食の原理でどんどんそれを推進するようになります。そうすると、グループホームをつくっていくということと相矛盾します。片一方はそういうのをつくれとっていて、でもこっちはすぐに潰れる。親としては、ちゃんとしてるといったら失礼けれども、それなりの設備があるところに行って欲しいというのがある。

委員長：そういう矛盾を抱えた制度だということですね。

朝倉委員：だから何か芦屋市としての策を。こういう時に皆さんの知恵で何か出てこないのかな

と、思って、ご提案です。

委員長：案が出て簡単に解決策が出てくるという問題ではないので、そういう問題があるということを経務局でもご理解いただいて、私たち自身もそういう事態に対してどう考えていくかということも考えておいて、次回にご意見をお出しいただきそれを施策に盛り込んだような計画ができればいいですけどね。でも、お金のかかることですので難しいことかもしれません。

齋藤委員：お金がかかるから難しいのではなくて、意志を持って取ればよいと思います。サッチャー政権では福祉と教育は一銭も減らしてないですよ、あれだけ厳しいのに。多分、芦屋のこの福祉計画では増えているはずですよ。それは頑張っていると思います。先ほど木村さんが言われたように、身体障がい以外へ行く場合は青天井です。よそは時間で区切っていますから。そういうことができるんですよ、意志を持てば。

委員長：移動支援ですね。

事務局：青天井というか、必要な分だけ市が出せるということです。他市のように一律に 50 時間までしか出しませんということはしていませんね。

齋藤委員：それができるんですよ。いいことです。是非やっていただきたい。

永岡委員：作業所が移行できない理由の大きなひとつに、これは兵庫県下全域の小規模作業所の声なのですが、やはり小さいから良いところがあります。移行するプランは私もすごく魅力を感じて勉強してきましたが、やはり小さいところの生業や仕事のつくり方とか地域との関係などが断ち切れそうなのです。それが生かされるような小規模作業所というのを、10人以上じゃなくても7人でも認める、でも3年後は10人にしてという話もあるのですが、これからずっとこの話し合いをしていかなければいけないし、どんどん障がい者が増えるということになるとサービスが低下します。それに伴って箱物もいるし道具もいるし車もいるし人もいるようになる。10人いても2人以上の補助金がないわけですから、どこかで生まなければいけない。それが5人だからこそ親も手伝ったり、内々で小さいつまらないことかもしれないけどパンを配達したり、仲良く暮らしている。そういうところもあってもいいのじゃないかと。それが良いとは言いませんが、大きいところも良いけれど小さいところもなかなか良いのです。障がいがあるのにくくらず、重くても軽くても、年がたってても若くても。うちは年齢の幅が広いし、障がいの幅も広いし。でもそれは認めて評価して欲しいのです。皆、新体系を嫌がっているわけではなく、今までしてきたことを認めて欲しいのです。それを生かして尚且つ前進できるようなシステムを考えて欲しいです。こうじゃないとダメだといわれると、ものすごく息苦しいし、今までやってきたことは何だったのかと思います。細かい話ですけど、この子を木口さんに送りたいと思う子はいます。でも、この子がいなくなると縁も切れるし、親との関係も切れるし、その子がもし失敗したらどうやって戻ってくるのだろうとか考えてしまう。やはりその人の一生を作業所が背負うのです。一生責任を持つ。10人の責任は大きいでしょ、簡単に言う

けど。5人だって1人だって。だから、そこそこやっているところはそこそこで守って欲しいです。

齋藤委員：多分、十分ご存知だと思いますが、正直に言って、阪神特別支援学校で来年何人が卒業するか、もう施設が唾を付けに行っています。もっと現実を言いますと、西宮にクロネコヤマトの配送所があります。最初そこに精神障がいの方が4人いて、知的障がいの方が6人いました。一緒に仕事をさせると、知的の人は集中力があって粘りがあり持続力があるから、そういう人はどんどん減っていっています。それから、この前うちの職員を北海道へ勉強に行かせましたけど、どうだったかと聞いて一様に言うのは、昔は精神だけの施設だったけど就労継続だと減になって成り立たない、やはり知的障がい者を入れないと施設が運営できないという実態があります。そういうことは今までもやっていますが、頑張ってください、ベースのところはやはりそれを続けていただきたいと思います。

事務局：今回、法律の中で3障がい一元ですから、精神も知的も身体の方も就労継続は可能ですので。

齋藤委員：予算を生かしてやっていきたいと思っています。

委員長：司会が下手で時間をだいぶ超過してしまいましたて申し訳ありません。こういう場を利用して発言していただいて、それが反映されればいいと思います。随分オーバーしましたけれども、活発なご議論をありがとうございました。

### 3 その他

日程決定 第4回2月20日(金)

第5回3月3日(火)

事務局：長時間にわたりましてありがとうございました。先ほどの、基本理念をFAXで送信していただく締め切りですが、1週間お取りいたします。26日までに事務局のほうにご送信ください。

今後のスケジュールも合わせてお願い申し上げますと、8日に推進本部会議というものを開催いたします。その後、議会へはかる予定にしています、これが16日です。その後、年明けまして1月15日から1ヶ月間パブリックコメントを募集いたします。パブリックコメントにつきましては、1月15日号の広報とホームページに掲載させていただきます。その後、第4回の策定委員会の日程調整を今、させていただきたいのですが、パブリックコメントを締め切りまして2~3日でもとめ等をさせていただきますので、そのまとめをしたものの報告ということで第4回の策定委員会を開催したいと思いますが、予定では2月19日か20日、できたら20日(金)にお願いしたいと思いますが、ご都合はいかがでしょうか。

それでは20日(金)午後1時30分からということでもよろしく願いいたします。

それから3月に入り第5回、もう最終になるのですが、3月3日(火)か4日(水)あたり

でお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。素案の最終です。委員長はどちらがよろしいですか。

委員長：私はどちらでもいいのですが、お雛様の日にしましょう。

事務局：それでは、3月3日（火）ということによろしくお願いいたします。それでは、長時間にわたりありがとうございました。